

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 7 年 9 月 1 日現在＞

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-583-5965（ 9 時～18 時まで ）

担当 岸本麻子 本多敦

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 居宅介護支援事業所の概要

（1）居宅介護支援事業者の事業所番号及び通常の事業の実施地域

事業所名	清風苑在宅介護支援センター
所在地	〒369-1105 埼玉県深谷市本田4915 番地1
介護保険事業所番号	居宅介護支援（1174500072）
通常の事業の実施地域	深谷市、熊谷市、大里郡寄居町、比企郡小川町 比企郡嵐山町

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（2）同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 介護支援専門員兼務	1 名		サービス管理全般 サービス計画の立案及び 管理等	1 名
介護支援専門員	1 名	名	サービス計画の立案・ 管理等	1 名
事務職員	1 名	名	一般事務・料金請求等	1 名

（3）営業時間

月 ～ 金	9 時 0 0 分～ 18 時 0 0 分
土 ・ 日 12/29～1/3	清風苑まで連絡ください。オンコール体制です。

※ 緊急連絡電話 048-583-5555（清風苑）

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

まずは、お電話や来訪ください。当事業所職員がご説明いたします。

4 利用料金

（1）契約書【別紙1】をご覧ください。

（2）支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

※ 要介護認定等を受けられた方は、介護保険制度から利用料金の全額を給付されるので

自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて別紙1の金額（1単位10,21円）をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、払戻を受けられます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当法人事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。その際に複数の事業所の情報を適正に利用者及びその家族に説明し、パンフレット等を提示して公正中立に利用者にサービスの選択を求めます。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所した日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合……非該当となった日または要支援となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 身元引受人

利用者は、契約時に利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めていただきます。なお、利用者に成年後見人が就いている場合は、「身元引受人」を「成年後見人」と読み替えます。また、成年後見人が利用者の親族以外の専門職後見人である場合には協議のうえ一部免除する場合があります。

- ・当事業所は「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。
- ・引き渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。

7 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額として3年分の利用料金の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者また

は連帯保証人がなくなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。連帯保証人からの請求があった場合には、当法人及び当事業所は連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供します。

8 秘密の保持

- 1 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- 2 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- 3 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

9 緊急時および事故発生時等の対応方法と連絡先

サービス提供中、ご利用者に容体の変化や緊急事項、事故等があった場合は、事前の打ち合わせに定める緊急連絡先に連絡します。また、状況に応じて市町村と連携をとり必要な措置を講じます。またサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

10 サービス内容に関する苦情

この契約の履行等に関する相談や苦情につきましては、当事業所のほか、介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしています。

11 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

【別紙 1】

○ 担当介護支援専門員 氏 名 岸本麻子 本多 敦
連絡先 048-583-5965

○ 料金

- ・ 居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降 1 ヶ月あたりについて下の表により決められます。

(1) 居宅介護支援費 (1 月当たり)

※地域区分別 1 単位当たりの単価 10,21 円 (7 級地)

①基本料金

区分		介 護 度	単位数	該当
居宅介護支援費 (I)	居宅介護支援費 (i)	要介護 1、要介護 2	1,086	
		要介護 3、要介護 4、要介護 5	1,411	
	居宅介護支援費 (ii)	要介護 1、要介護 2	544	
		要介護 3、要介護 4、要介護 5	704	
	居宅介護支援費 (iii)	要介護 1、要介護 2	326	
		要介護 3、要介護 4、要介護 5	422	
居宅介護支援費 (II)	居宅介護支援費 (i)	要介護 1、要介護 2	1,086	
		要介護 3、要介護 4、要介護 5	1,411	
	居宅介護支援費 (ii)	要介護 1、要介護 2	527	
		要介護 3、要介護 4、要介護 5	683	
	居宅介護支援費 (iii)	要介護 1、要介護 2	316	
		要介護 3、要介護 4、要介護 5	410	

②サービス実施による加算

加算の種類		単位数	該当
特別地域居宅介護支援加算		15/100	
中山間地域等における小規模事業所加算		10/100	
中山間地域等に移住する者へのサービス提供加算		5/100	
初回加算		300	
特定事業所加算	(I)	519	
	(II)	421	
	(III)	323	
	(A)	114	
特定事業所医療介護連携加算		125	
入院時情報連携加算	(I)	250	
	(II)	200	
退院・退所加算	(I) イ	450	
	(I) ロ	600	

	(Ⅱ) イ	600	
	(Ⅱ) ロ	750	
	(Ⅲ)	900	
通院時情報連携加算		50	
緊急時等居宅カンファレンス加算		200	
ターミナルケアマネジメント加算		400	

③減算事項

減 算 事 項	減算割合または単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	$\frac{1}{100}$ の減算
業務継続計画未策定減算	$\frac{1}{100}$ の減算
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	$\frac{95}{100}$
運営基準減算	$\frac{50}{100}$
特定事業所集中減算	200

- ・法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦サービスの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に出すと、保険給付金相当分の払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額です。

通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 200円

通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 400円

(3) 解約料

利用者のご都合により解約したい場合は、介護保険の円滑な給付等の手続きもごございますので、できるだけ速やかにご連絡ください。解約料は頂いておりません。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

○ 緊急時および事故発生時等の連絡先

サービス提供中、ご利用者に容体の変化や緊急事項、事故等があった場合は、下記定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先①	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	
緊急連絡先②	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

○ 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

- 1 清風苑在宅介護支援センター 担当者 岸本麻子
 電話番号 048-583-5965 (受付時間 9時～18時)
 - ・苦情解決責任者 原口哲一
 - ・苦情解決副責任者 吉田和弘
 - ・苦情受付担当者 岸本麻子
 - ・第三者委員 田中初男
 榎澤正範
 中島香代子
- 2 市町村

大里広域市町村圏組合介護保険課	電話048-501-1330
深谷市役所長寿福祉課	電話048-574-8544
熊谷市役所長寿いきがい課	電話048-524-1402
寄居町役場健康福祉課	電話048-581-7718
小川町役場長生き支援課	電話0493-74-2323
嵐山町役場長寿生きがい課	電話0493-62-0718
- 3 埼玉県国民健康保険団体連合会介護福祉課
 電話048-824-2568